

組合相談コーナー 行方不明組合員の取扱いについて

[Q] 脱退手続きについては定款に規定されていますが、組合員が脱退手続きを取らずに行方不明になった場合は、法定脱退として取扱ってよいのでしょうか。

[A] 行方不明組合員については資格喪失による脱退か、または除名による強制脱退が考えられますが、資格喪失による法定脱退が適当だと考えます。

現地調査や郵便物の戻りなどの証拠を積み上げ、理事会で行方不明を確認し、この日を法定脱退日にし、議事録にとどめると同時に、資格喪失による法定脱退にした旨を内容証明郵便で通知します。次期通常総会で組合財産が確定した後、持分払戻についての通知を発して、相手から連絡がなければ、請求権の時効(2年)を経て未払持分を雑収入又は債務免除益に振り替える、という手続きになります。

解説

法定脱退に関する規定

行方不明は脱退予告もなく本人の意思を確認できないことから、自由脱退での取扱いには無理があります。そこで、法定脱退の中で考えることとなりますが、中小企業等協同組合法(以下、法)第19条では、1.「組合員資格の喪失」、2.「死亡または解散」、3.「除名」を法定脱退としています。この中に、「行方不明」の

文字はありません。しかし、「夜逃げ」などで行方不明になるケースもあり、1と3の法定脱退の事由について検討することになります。

組合員資格の喪失にあたるか

1の資格喪失は、定款の組合員資格を失った場合に適用されます。定款の組合員資格は、「地区内で資格事業を行う者」を、組合員と規定しています。したがって、これを満たさなくなったときに資格喪失による法定脱退となります。

除名はどうか

3の除名について法は、①長期間にわたって組合の事業を利用しない組合員、②出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員、その他定款で定める事由に該当する組合員、をあげています。定款参考例は、法定の①、②に加え、6つを除名事由としています。行方不明者は、組合員の義務の中の「事業を行う場所を変更した場合は1週間以内に届け出なければならない」という定款例第18条第4項の届出義務違反となるので除名も考えられますが、届出義務違反は過怠金の対象になっているので、組合としても総会の議決を要し、この場合、除名しようとする組合員に対する通知、弁明の機会の付与等の手続が必要であることから除名は避けたいところです。

参考

【定款参考例の規定内容】

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一つに該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、その弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員
- (6) 第8条第2項各号の一に該当する組合員

第18条第4項 組合員は、次の各号の一に該当するときは、1週間以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称(法人組合員にあっては、名称及びその代表者名)及び事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
- (3) 資本金の額又は出資の総額が〇〇円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が〇〇人を超えたとき

※第19条では、この届出義務違反を過怠金の対象としています。